

平成 24 年 1 月 31 日

内閣府地域主権戦略室 御中

経済産業省

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る
「当てはめ案」について（回答）

平成 24 年 1 月 11 日付け事務連絡にて照会のありました標記について、別添のとおり回答いたします。

なお、本回答において移譲することとした事務には、国民の権利を制限する規制法などがあり、ブロック移譲対象地域以外では引き続き国の事務として処理されるため、移譲に際して国の関与、並行権限が必要となるものがあります。このような事務については、国の関与、並行権限が認められない場合、やむを得ず移譲の例外となることがあります。

また、事務区分、国の関与、並行権限のメルクマールについては、貴府・総務省と当省とで解釈が異なる場合があります。解釈の調整の結果として、現在のメルクマールの特例的な解釈や新たなメルクマールの設定を求めることがあります。

(別紙)

租税特別措置法・特定商取引法の扱いについて

平成 24 年 1 月 11 日付け事務連絡で照会がありました「作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る『当てはめ案』について」の検討対象となっておりました、個票【1-7 租税特別措置法】、【2-6 特定商取引に関する法律】につきましては、他省庁所管の法令となりますので、所管省庁からの回答を要請いたします。